

# 障がいのある方を 対象とした 割引制度について

民間の各事業所などでは、社会貢献活動の取組として、各種割引制度を設けています。そのうち役場での手続きが必要な「NHK放送受信料の免除」と「有料道路通行料金の割引」についてご紹介します。

## ●NHK放送受信料の免除について

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全額免除      | 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者が世帯構成員であり、世帯全員が非課税の場合                                                |
| 半額免除      | ●視覚、聴覚障害者が世帯主で、かつ受信契約者の場合<br>●重度の障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方)が世帯主で、かつ受信契約者の場合 |
| 手続きに必要なもの | 【全額免除】<br>①印鑑(認印可)②非課税証明書<br>【半額免除】<br>①印鑑(認印可)                                                      |

※以前は、課税世帯で、現在、非課税世帯となった場合や、半額免除に該当する方が世帯主となった場合などに免除の対象となる場合があります。

※免除を受けている世帯で、免除事由が消滅した場合は、NHKに連絡してください。

## ●有料道路通行料金の割引について

|           |                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者       | 【障がい者本人が運転する場合】<br>身体障害者手帳の所持者<br>【障がい者本人が同乗する場合】<br>第1種身体障害者又は重度知的障がい者(療育手帳A1、A2所持者)                                         |
| 割引率       | 通常料金の50%                                                                                                                      |
| 手続きに必要なもの | 【ETCを利用しない場合】<br>①身体障害者手帳・療育手帳、②登録する車両の車検証<br>【ETCを利用する場合】<br>①身体障害者手帳・療育手帳、②登録する車両の車検証、③手帳所持者名義のETCカード、<br>④ETC車載器管理番号がわかるもの |

※割引有効期限は、最長2年2か月となっています。有効期限の2か月前から手続きができます。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障害福祉係 ☎0968・86・5724  
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線760)

## 小児用肺炎球菌ワクチンの変更について

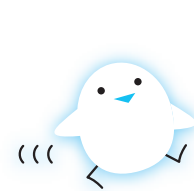
11月1日から小児用肺炎球菌のワクチンが現行の7価から13価に変わります。

新しい13価ワクチンは、今までの7価ワクチンに新たに6種類の抗原を加えたワクチンです。

対象年齢や接種方法の変更はありませんので、これまでどおりの接種方法で接種してください。

※注)7価ワクチンでの接種を完了されている方が、再度追加して13価ワクチンを接種することは可能ですが、その場合は任意接種となりますので、町の補助対象とはなりません。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724  
総合支所 福祉課 健康支援係 ☎0968・34・3111(内線764)



# 平成26年度の保育所入所 申し込みを受け付けます!



申込  
(受付)  
期間

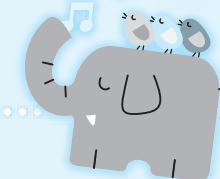
12月9日(月)から12月20日(金)まで  
(土曜、日曜及び祝日を除く。)

申込  
(受付)  
場所

本庁健康福祉課・総合支所 福祉課  
町内各保育所

申込  
方法

申込書は、各申込(受付)場所に用意しています。  
申込書は、申込(受付)期間内に提出してください。  
申込書は、児童1人につき1部提出してください。  
継続して入所を希望される方も申し込みが必要です。  
\*申込書は11月25日(月)から配布します。



保育所とは

保育所は、保護者の労働等により家庭において保育をすることができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設で、児童の心身の健全な発達を図る役割も有しています。

入所できるのは

児童の保護者が次のいずれかの事情に該当し、保育できないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者(65歳以上の方を除く。)も保育できないと認められる場合です。

- ①家庭の外で働いている。
- ②自営業者等、家庭内で日常生活以外の仕事をしている。
- ③妊娠中であるか又は出産後間がない。(出産前2ヶ月、出産月、出産後3ヶ月の計6ヶ月)
- ④疾病若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害がある。
- ⑤長期にわたり疾病等の同居の親族を常時看護(介護)している。
- ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
- ⑦求職活動中(原則3ヶ月間)である。 等

町内の保育所

| 保育所名    | 公立／私立 | 定員  | 住 所         | 電話番号          |
|---------|-------|-----|-------------|---------------|
| 神尾保育園   | 公立    | 60  | 和水町津田1436-1 | ☎0968・34・2636 |
| きくすい保育園 | 私立    | 150 | 和水町前原285-1  | ☎0968・86・5655 |
| あおば保育園  | 私立    | 30  | 和水町板楠2442   | ☎0968・34・2009 |
| 春富保育園   | 私立    | 45  | 和水町東吉地767   | ☎0968・34・2074 |

その他

※申し込みが定員を超えてあった場合には、選考により保育の必要度が高い児童の順に入所を決定しますので、あらかじめご承知ください。

※町外の保育所へ入所を希望される方は、お早めにお申し込みください。

※申込(受付)期間経過後に入所申し込みの場合は、直接役場へお申し込みください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724  
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線761)